

単価契約仕様書

環境政策局環境企画部環境保全創造課

(担当：古田、池田 電話：222-3951)

件名	(単価契約)京都市クビアカツヤカミキリ防除事業に係る業務(西部地域)
形状・寸法等の仕様	①現地調査：回 ②薬殺等及び防除ネット巻き：本 ③薬剤処理(樹幹注入)：本
予定数量	①現地調査 210回 ②薬殺等及び防除ネット巻き 50本 ③薬剤処理(樹幹注入) 8本
契約期間	契約の日の翌日～令和9年3月31日
契約条件	別紙1、2「京都市クビアカツヤカミキリ防除事業に係る業務(西部地域)仕様書、個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」のとおり。

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

(単価契約) 京都市クビアカツヤカミキリ防除事業に係る業務 (西部地域) 仕様書

1 業務名称

(単価契約) 京都市クビアカツヤカミキリ防除事業に係る業務

2 履行場所

京都市のうち西部地域 (北区、上京区、中京区、下京区、右京区、西京区)、主に西京区を想定。

ただし、国及び京都府の管理地は除く。

なお、本市と協議のうえ、西部地域以外の本市域で業務を実施することがある。

3 履行期間

契約の日の翌日 ～ 令和9年3月31日

4 業務目的

特定外来生物クビアカツヤカミキリの分布拡大の阻止及び根絶を目指し、食害されるサクラ等のバラ科樹木の被害を最小限にするため、市民や事業者等からの通報等に基づき、現地調査及び防除を実施する。

なお、受託者は樹木の取り扱いに長けた造園業者や樹木医等が望ましい。

5 業務内容

(1) 現地調査

市民や事業者等からの通報や京都市環境保全創造課からの調査依頼に基づき、民有地や市有地における現地調査を行う。

具体的には、京都市環境保全創造課の連絡を受け、必要に応じて通報者と日程調整のうえ、被害情報や目撃情報のあった地点、被害のおそれがある地点において、受託者が現地での調査を行い、クビアカツヤカミキリによる被害であるかどうかを確認する。

(2) 防除

上記(1)によりクビアカツヤカミキリが確認された場合、速やかに薬殺・刺殺・捕殺し、被害が確認された樹木に防除ネットを巻くほか、必要に応じて、薬剤注入等を行う。また、成虫脱出孔がある場合は封鎖し、樹幹から出てきた個体はその場で駆除する。

①薬殺等及び防除ネット巻き

●刺殺や捕殺のほか、排ふん孔から直接薬剤 (エアゾール剤) を注入し、殺虫する。

※刺殺及び捕殺に際し樹皮剥ぎや樹木の削孔を行った場合は癒合材処理を行う。

●成虫を対象として、農薬を散布する。

●羽化した成虫の飛散や新たな産卵を防止するため、被害木に防除ネットを巻き付ける。

※設置した防除ネットの一定期間後の確認、補修等を含む。

②薬剤処理 (樹幹注入)

環境への配慮や安全性を確保したうえで、化学農薬を使用し、幼虫及び成虫を駆除する。

(3) 実施報告

上記(1)及び(2)の業務を実施した場合、本市が指示するところにより、実施日時や対応結果、写真等を報告すること。

(4) 防除の作業手順、使用資材等

京都府策定の別添「クビアカツヤカミキリ防除対策マニュアル（第1版）」^{※1}を参照のうえ、上記(2)①については同マニュアル2(1)、(2)ア及びイ、上記(2)②については同マニュアル2(2)ウに基づいて実施すること。同マニュアル2(2)ウで使用する薬剤はリバイブ（製造販売：シンジェンタジャパン株式会社）^{※2}とすること。

なお、本業務の実施に当たり、必要な資材等は全て受託者が用意するとともに、不要となった資材等の処分についても全て受託者が行うこと。

※1 履行期間中に改定された場合は、改定後の内容に従うこと。

※2 同等品可（使用前に本市担当職員に同等品であることの確認を得た場合に限る。）

6 予定数量等

(1) 予定数量

数量は以下を予定するが、大幅な増減があった場合でも、本市は何ら補償を行わない。

内容	数量	備考
①現地調査	210回	・本市からの指示に応じて実施 ・1回の調査につき、通報等の対象樹木のほか周辺の樹木を確認 ・1回あたりの調査時間は30分～1時間を想定
②薬殺等及び防除ネット巻き	50本	・1本あたりの作業時間は2～3時間を想定
③薬剤処理（樹幹注入）	8本	・本市からの指示に応じて実施 ・1本あたりの作業時間は1～2時間を想定

(2) 契約単価

本業務に係る契約は単価契約とする。契約単価については、「①現地調査」「②薬殺等及び防除ネット巻き」「③薬剤処理（樹幹注入）」の3項目を計上すること。

「②薬殺等及び防除ネット巻き」は、「①現地調査」において、クビアカツヤカミキリによる被害が確認された場合に実施するものであるため、「②薬殺等及び防除ネット巻き」の単価には「①現地調査」の単価を含めないこと。

「③薬剤処理（樹幹注入）」は、「②薬殺等及び防除ネット巻き」を行った被害木に対して、本市が指示する場合に実施するものであるため、「③薬剤処理（樹幹注入）」の単価には、「①現地調査」及び「②薬殺等及び防除ネット巻き」の単価を含めないこと。

7 支払い

- (1) 受託者は、本市が指定する方法により、毎月末締めで作業実績を集計し、請求書及び実績報告書を添付のうえ、本市に委託料の支払いを請求できるものとする。
- (2) 請求書及び実績報告書の記載に当たっては、内訳として、「①現地調査」「②薬殺等及び防除ネット巻き」「③薬剤処理（樹幹注入）」の実施数量をそれぞれ記載すること。
- (3) 本市は、受託者からの請求に基づき、適法な請求書を受領した日から受領した日から30日以内に委託料を支払う。

8 その他留意事項

- (1) 本市担当職員との連絡を密にして業務に当たることとし、初回に打合せを行うこととする。
- (2) 本業務については、原則として第三者に委託し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、業務遂行上やむを得ない場合は、本市と協議し、あらかじめ書面による承諾を受けたう

えで、第三者に委託し、若しくは請け負わせることができる。

- (3) 受託者は、業務着手前に本仕様書を十分精査すること。このときに発生した疑義については、初回の打合せの際に本市と協議のうえ、解決するものとする。
- (4) 本仕様書に基づき業務を遂行する中で発生した疑義については、本市と協議のうえ、解決するものとする。ただし、前項における精査が不十分と判断できる疑義については、本市の判断によるものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、本市との協議のうえ、決定すること。
- (6) 受託者は業務上知り得た情報を他人に漏らしてはならない。(別紙2のとおり)
- (7) 受託者は、本業務によって知り得た個人情報を本業務を遂行する目的以外に使用してはならない。これは、業務期間終了後も同様とする。(別紙2のとおり)
- (8) 受託者は、業務の履行に必要な書類、資料の授受、保管その他の管理に当たっては、漏えい、滅失、き損等を防止するなど適正な措置を取らなければならない。
- (9) 本業務の実施により得られた成果物の著作権、著作権等一切の権利は、全て本市に帰属する。
- (10) 本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。
- (11) 業務内容を変更した場合は、本市と受託者の協議のうえ、契約を変更する。
- (12) 本業務の遂行に当たっては、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、同施行令、同施行規則、道路交通法、同施行令、道路運送車両法、同施行令、京都市契約事務規則及び京都市会計規則等の関係法令を遵守すること。

個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書

(個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況申出書の提出)

第1条 受注者（複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「受注者」という。）は、委託業務を開始する前に、京都市（以下「発注者」という。）が定める「個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書」を提出し、発注者による個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況の確認を受けなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、委託業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(個人情報総括管理者)

第3条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報を適正に管理させるために、個人情報総括管理者及び個人情報管理責任者を置かなければならない。

(従業者の監督)

第4条 受注者は、従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、従業者に対し、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の適正な管理)

第5条 受注者は、委託業務に係る個人情報の漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う委託業務を行う区域を設定し、その区域内に限って個人情報を取り扱うこと。
- (2) 個人情報を取り扱う機器、個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等に関し、金庫、施錠が可能な保管庫、セキュリティワイヤー等での施錠又は入退室管理の可能な保管室等による保管すること。
- (3) 個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等を外部に運搬するとき、電子データに対し暗号化処理を施した上で記録する等、適切な安全管理措置を講じること。
- (4) 個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、委託業務の従事者全員に対して実施すること。
- (5) 個人情報を取り扱う作業を行う電子計算機に、セキュリティ対策のソフトウェアを導入し、そのソフトウェアを常に最新の状態に保つこと。

(再委託の制限)

第6条 受注者は、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、発注者の承諾を得て委託業務を再委託し、又は請け負わせたときは、その者の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 3 第1項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(個人情報の目的外利用の禁止)

第7条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を委託業務における利用の目的を超えて利用してはならない。

(個人情報の第三者提供の禁止)

第8条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、第6条第1項のただし書に基づき、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせるときは、この限りでない。

(個人情報の不正な複製等の禁止)

第9条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を当該処理の用以外の用に供する目的で複写又は複製をしてはならない。

(遵守状況の報告)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を受注者に求めること及び当該取扱いについて受注者に適切な措置をとるよう指示することができる。

- 2 受注者は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(立入調査等)

第11条 発注者は、受注者及び再委託先が委託業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時、受注者（委託業務の一部を再委託している場合は、当該再委託先を含む。以下この条において同じ。）の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 発注者は、この共通仕様書に係る受注者の個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、必要な指示を行うものとする。
- 3 受注者は、前2項の検査等を拒むことができないものとする。

(提供した資料の返還)

第12条 受注者は、委託業務を処理するために委託者から貸与され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、委託業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、発注者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(事故の発生 of 報告義務)

第13条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生したときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第14条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受注者に対して損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 委託業務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき事由による個人情報の漏えい等があったとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この共通仕様書に違反し、委託業務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受注者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、受注者が負うものとする。